

平成 30 年 6 月 22 日
総務部 人事課
担当 中嶋
(内線 3420/外線 225-1242)

「朝型勤務」の実施について

平成 27～28 年度の試行を踏まえ昨年度から本格実施した「朝型勤務」について、業務の効率化に対する意識の醸成など一定の効果が見られたこと、総務省から取組の要請が来ていることから、今年度も昨年度と同様の方法により、「朝型勤務」を実施する。

1 実施期間

平成 30 年 7 月 1 日～8 月 31 日

2 対象職員

原則として全所属の職員（臨時・嘱託を除く）

3 実施内容（昨年度と同様）

現行の A 勤務（8:30～17:15）・B 勤務（9:00～17:45）等に加えて、「朝型勤務①」（7:30～16:15）及び「朝型勤務②」（8:00～16:45）を設け、業務上や個人の支障を考慮のうえ、所属において実施を判断

→<支障のある職員の例>

- ① 交代制勤務等、業務の性質上実施困難な職員
- ② 育児・介護・通勤等、本人の事情により実施困難な職員
- ③ 窓口業務等、実施により県民サービス低下のおそれのある職員
- ④ 業務の繁忙期等、実施により勤務時間の増加のおそれのある職員

※ 1 日単位での設定を可能とし、期間中 5 日以上の実施に努める。

※ 県民サービスの低下を招かないよう開庁時間（8:30～17:45）は変更しない。